

産業廃棄物保管施設届出書に必要な書類一覧

1. 産業廃棄物保管施設届出書（第1号様式）
2. 保管を行う事業場の配置図及び当該事業場の付近の見取図
3. 保管の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
4. 保管を行う事業場において産業廃棄物の処分を行う場合には、当該処分に係る実施計画書並びに当該処分の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
5. 保管を行う事業場における産業廃棄物の保管量に係る計算書
6. 保管の用に供する施設が保管する産業廃棄物の荷重に対して構造耐力上安全であることを示す設計計算書
7. 保管を行う事業場の敷地である土地、当該保管の用に供する施設及び第3号に規定する施設の所有権（届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類
8. 保管に係る産業廃棄物の処理の全部又は一部を他人に委託する場合には、委託契約書の写し

産業廃棄物保管施設（変更・廃止）届出書に必要な書類一覧

変更事項 必要な添付書類	保管届出者、土地所有者等の氏名及び住所等	産業廃棄物の種類、数量及び保管計画				帳簿の備付け場所又は保管の廃止
		保管方法の変更	搬出入の変更	処分方法の変更	保管開始予定年月日の変更	
産業廃棄物保管施設（変更・廃止）届出書（第2号様式）	○	○	○	○	○	○
保管事業場の配置図及び付近見取図		○		○		
保管施設の平面図、立面図、断面図及び構造図		○		○※1		
処分に係る実施計画書及び平面図、立面図、断面図及び構造図				○※1		
保管量に係る計算書		○	○	○		
保管施設の構造計算書		○				
土地及び施設の所有権を証する書類	○※2					
委託契約書の写し			○※3	○※3		
届出書の提出時期	変更日の 10日後	産業廃棄物の保管を開始する日の 2週間前の日			変更（廃止）日の 10日後	

注：届出書又は変更・廃止届出書は正本1部、副本（正本のコピー可）1部を提出してください。

※1 変更に係る部分のみ

※2 保管事業場の土地、当該保管又は処分に係る施設の所有者が変更する場合のみ

※3 搬出先が変更する場合のみ